

2025年2月6日

中国が一部レアメタルに輸出規制

2025年2月4日、中国商務部と税関総署は「商務部公告 2025年第10号」として、「一部レアメタルの輸出規制を導入する」と、以下のとおり発表しました。

「国務院は、中華人民共和国の輸出管理法、対外貿易法、関税法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムの関連品目の輸出管理を実施する。」

同公告は即日実施され、両用品目輸出管理リストも同公告に基づき更新されました。

上記の製品は現在、スマートフォン、電気自動車バッテリー、太陽光パネル、赤外線ミサイル、弾薬などの新素材、新エネルギー、半導体産業などの分野で広く使われています。

輸出業者は、上記の関連品目を中国から輸出する場合、輸出管理法および両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、商務部に対する申請と許可取得が必要になります。

商務部報道官は、次のように説明しています。

「中国はタングステンなど関連品目の主要な産出・輸出国であり、国家安全保障上の利益保護、核不拡散等の国際的義務を履行するために、法に基づき特定の関連品目に輸出管理を実施している。これら関連品目に対する輸出管理はグローバルスタンダードである。また、規定を満たす輸出であれば許可は交付される。」

現在、弊社の取り扱う案件には上記5品目は含まれていません。

今後の状況を注視し、関連情報を入手次第、お知らせいたしますので、よろしく申し上げます。

以上